

現在位置：[トップページ](#) > [ビジネス・産業・まちづくり](#) > [商・工業振興](#) > [企業支援](#) > [サービス産業の振興](#) > 第2回目 遊休不動産の改修・事業化のための「リノベーションプラン」を募集します！

 印刷用ページ

第2回目 遊休不動産の改修・事業化のための「リノベーションプラン」を募集します！

北九州市では小倉中心市街地の空きビルなどの遊休不動産を、「家守」（※1）のしくみを活用したリノベーション（※2）により再生し、都市型ビジネス（※3）の集積を図り、雇用の創出と賑わいづくりにつなげる取り組みを実施しています。

今回、実在する空きビルなどの遊休不動産を活用して、都心部に立地することが適した業種・業態のビジネスを集積させるため、不動産の改修・修繕を行い、起業家の育成や賑わいの創出を図るリノベーションプラン（不動産の再生プラン）の第2回目の募集をします。

応募のあったプランは選考会において選定し、優れたリノベーションプランには認定証を交付します。

本事業で認定を受けたプランは、北九州市が実施する中小企業融資制度の一つである「新成長戦略みらい資金融資」への申込みが可能になります。なお、融資実行には金融機関の審査が行われますので、認定証の発行は融資の実行を約束するものではありません。予めご了承ください。

※1 家守：江戸時代における長屋の大家の呼称。単なる借家管理や家賃徴収のみならず、借家人の生活面の面倒や地区マネージャーのような雑事にいたるまで、全般的な仕事をこなしていた。現代版の家守は、行政・地域住民等と連携し、空室等の管理や入居者の支援等により、総合的な地域づくりを行う者をいいます。

※2 リノベーション：既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させること。これに対して「リフォーム」とは、新築時の目論見に近づくように復元すること。

※3 都市型ビジネス：デザインやコンサルタントなど、都心部に立地することが適している業種・業態のこと。

企業支援

[企業支援に関する新着情報・お知らせ](#)[融資制度](#)[販路開拓支援](#)[ビズマッチ推進事業](#)[オンリーワン企業](#)[トライアル発注制度](#)[食品ブランド化プロジェクト](#)[建設業支援](#)[技術開発助成](#)[サービス産業の振興](#)[人材育成・講座・セミナー](#)[🔍 組織から探す](#)[🔍 区役所](#)[🔍 施設](#)[🔍 市政・区政相談](#)[🔍 市政・区政提案箱](#)

1 対象者

不動産オーナー若しくは転貸ディベロッパーを営む中小企業者、一般社団法人、NPO法人、中小企業者としての組合等、個人事業者（コンソーシアムによる応募も可）。



2 募集事業

次の1に該当し、2または3のいずれかに該当するリノベーションプランを募集します。応募事業の中から、実現性が高く、都心部の賑わいの創出が見込める優れたビジネスプランを選定し認定します。

1. 対象となる不動産が中心市街地活性化基本計画（小倉地区）区域内にあること
2. 対象となる不動産を都市型ビジネスの拠点として整備し、起業家の集積又は育成を図るもの
3. 対象となる不動産を都心部の賑わい交流拠点として整備し、地域コミュニティの活性化を図るもの

3 募集期間

1. 募集要項の配布 平成25年10月1日（火曜日）～平成25年10月25日（金曜日）
2. 応募期間 平成25年10月1日（火曜日）～平成25年10月25日（金曜日）
3. 選考会 平成25年11月上旬

関連資料

[募集要項（PDF形式：343KB）](#)

[事業計画書（様式第1号）（Word形式：68KB）](#)

[収支計画書（様式第2号）（Excel形式：58KB）](#)

[グループ応募構成員表（様式第3号）（Word形式：30KB）](#)

一部のファイルをPDF形式で提供しています。PDFの閲覧にはAdobe System社の無償ソフトウェア「Adobe Reader」が必要です。下記のAdobe Readerダウンロードページなどから入手してください。

[Adobe Readerダウンロードページ（外部リンク）](#)

このページの作成者

[産業経済局総務政策部サービス産業政策課](#)

中小企業の声を受けて、創業・経営革新を支援いたします。

融資・助成金・販路拡大

融資・助成金・
販路拡大



新成長戦略みらい資金

北九州市では、新成長戦略に掲げる事業を推進する中小企業者等を支援します。

制度の概要

融資対象者	北九州市内で新たに中小企業者として事業を開始する方や市内に事務所又は事業所を有す中小企業者及び組合で、市税を滞納していないもののうち、北九州市新成長戦略に掲げる事業として、市が指定する事業において、認定や評価、表彰、補助金・助成金の交付等を受けた方
資金使途	運転資金、設備資金
融資限度額	1億円以内
融資期間	運転資金10年以内(据置期間24か月以内を含む。) 設備資金15年以内(据置期間24か月以内を含む。)
融資利率	10年以内 1.50% 15年以内 1.70%
信用保証料	0.45～1.51% ※個々の経営状況等に応じ上記の範囲で保証料率が適用されます。 ※有担保による保証などで料率が割引される場合があります。
責任共有制度	原則として対象
担保	必要に応じて徴する
保証人	原則として、法人は代表者、個人事業主は不要
返済方法	一括償還又は分割償還
受付窓口	■取扱金融機関15行(福岡県信用保証協会北九州支所の業務区域内の本支店) みずほ銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、 北九州銀行、十八銀行、親和銀行、佐賀銀行、大分銀行、 福岡中央銀行、西京銀行、豊和銀行、 福岡ひびき信用金庫、遠賀信用金庫、 商工組合中央金庫
認定申請先	申込受付先 北九州市戸畑区中原新町2番1号(〒804-0003) 北九州テクノセンタービル1階 北九州市産業経済局中小企業振興課 電話 873-1433 FAX 873-1434

(注)金融機関、信用保証協会の金融上の審査があります。審査結果によっては、ご希望に沿えない場合があります



申込みから融資まで

